イ 皇室典範ニ於テ皇族ニ關スル事項ニ關シ皇室典範ニ特別ノ規定ヲ設ケタル場合ニ於テハ其ノ規定ニ從フ

(六) 皇族會議ハ宮內省ノ廳舍ニ於テ之ヲ開ク

(四) 常時輔弼ノ職ニ當ル者ハ宮內省ニ於テ常時輔弼ノ職ニ當ル者ハ宮內省ニ於テ

(八) 常時輔弼ノ職ニ當ル者ハ宮內省ニ於テ

(一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(五十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(六十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(七十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(八十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(九十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百二十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百三十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百四十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百五十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百六十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百七十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百八十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(百九十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百二十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百三十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百四十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百五十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百六十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百七十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百八十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(二百九十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百二十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百三十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百四十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百五十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百六十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百七十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百八十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(三百九十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百二十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百三十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百四十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十五) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十六) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十七) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十八) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百五十九) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十一) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十二) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十三) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十四) 皇族會議ハ宮內省ニ於テ之ヲ開ク

(四百六十五) 皇族會

第　號　受　月　日
第　號　送　月　日
受　月　日
送　月　日

知事協議ノ上協議
協議ニハ口頭示達
ノコト

金融緊急措置令施行規則第六條第五項大藏省告示第二十六號ニ依ル事業資金證明書發給官廳ニ關スル件ニ關シ別紙ノ通申越有之候ニ付テハ御諒知ノ上可至御取扱相煩度候

追而添付一覽表ハ（知事関係ノモノ）抜萃ニシテ御示セル件之ニ類似セル事業ニ付テモ支障無之ニ付御含置致シ度ニ付御含置

大日本帝國政府

金融緊急措置令施行規則第六條第五項ノ大藏省告示第二十六號ニ依ル所管官廳ノ發給者一覽表（抜萃）

ニ、ニ、ニ以

事業種類	證明ノ計畫金額	發給官廳	發給者	備考
九、内務省所管ノ法人ノ國債ノ行フ事業				
(3) 財團法人知恵協會	内務省知保局長（知事課任由）			
(4) 同支部	地方廳知事部長（同　右）			
(5) 財團法人大日本防犯協會	内務省知保局長（公安課任由）			
(6) 同支部	地方廳知事部長（公安課知事任由）			
(7) 知恵後援會	同右			
(8) 防犯協會	同右			
(9) 交通安全協會	同右			

（知事課任由）
（刑事課防犯課事任由）
（知事課事任由）
モノハ知事署長ト
（保安課、移住課事任由）

知事署單位ノ

（國定規格B5（一八二×二五七粍））

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

寫

發書第二〇八號
昭和二十一年四月十九日

文書課長

警保局長殿

金融緊急措置令施行規則第六條第五號大藏省告示第二十六號ニ依ル事業資金證明書發給官廳ニ關スル件

三月十三日發書第七二號通牒追而書ノ證明書發給官廳別紙ノ通決定相成候條關係ノ向ニ對シ至急周知取御取計相成度　尚證明書ノ發給ニ關シテハ右通牒別紙「事業資金ニ對スル證明書發給ニ關スル件」ニ依リ御取扱相成度

追而本件ノ運用ニ關シテハ金融緊急措置令施行ノ趣旨ニ鑑ミ愼重審査ノ上苟モ證明書ノ濫發ニ陷ルガ如キコトナキ樣特別ノ留意相成度

325

(二)書面ヲ提出シ認可ニ際シ法令ニ依リ免許ヲ要スル事業ニ關スル書面ハ免許ヲ受ケタル官廳ニ關スル書面ハ其官廳ニ關スル書面

第二條　本令ニ於テ一事業會社ニ關スル書類ハ會社ノ所在地ニ關スル書類ハ其地方廳ニ關スル書類ハ其官廳ニ關スル書類ハ其官廳ニ關スル書類ハ其官

二、河川工事	(イ)内務大臣ノ請負ハシメタルモノ (ロ)地方長官其ノ他ノ行政廳ノ請負ハシメタルモノ (ハ)地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノ (ニ)市區町村ノ許可ヲ受ケタルモノ	内務大臣（土木出張所長經由） 土木部長（内務部長）又ハ市區町村長 地方廳土木部長（土木部ナキ府縣ニアリテハ内務部長） 市區町村長	河川課又ハ河川課經由	公布水面埋立法第一條ニ依ル免許
三、埋立工事（地方長官ノ免許ヲ受ケ爲スモノ）		地方廳土木部長（河川課經由）		運河法第一條ニ依ル免許
四、運河開設工事（内務大臣ノ免許ヲ受ケ爲スモノ）		土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（土木課經由）		道路法第二十二條ニ依リ施行セシムルモノ
五、道路ニ關スル工事 (イ)他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生ジタルモノ				

道路ノ修繕又ハ維持ニ關スルモノ	(ロ)	道路ノ修繕又ハ維持ニ關スルモノ
橋梁又ハ渡船場設置及之ガ維持修繕工事	(ハ)	橋梁又ハ渡船場設置及之ガ維持修繕工事
砂防工事又ハ砂防設備ノ維持	六、	砂防工事又ハ砂防設備ノ維持
都市計畫事業（行政廳以外ノモノノ爲スモノ） 區劃整理事業（都市計畫地域內ニ於ケル土地ノ宅地トシテノ利用增進ノ爲ノモノ）	七、	都市計畫事業（行政廳以外ノモノノ爲スモノ） 區劃整理事業（都市計畫地域內ニ於ケル土地ノ宅地トシテノ利用增進ノ爲ノモノ）

國道及府縣道ニ付テハ地方廳土木部長（道路課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）	(イ)	國道及府縣道ニ付テハ地方廳土木部長（道路課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）
市町村道ニ付テハ市町村長	(ロ)	市町村道ニ付テハ市町村長
地方廳土木部長（砂防課又ハ河港課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）		地方廳土木部長（砂防課又ハ河港課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）
地方廳土木部長（都市計畫課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）		地方廳土木部長（都市計畫課經由） 土木部ナキ府縣ニ在リテハ內務部長（土木課經由）

道路法第二十三條ニ依リ行政廳ガ私人ヲシテ爲サシムルモノ	(一)	道路法第二十三條ニ依リ行政廳ガ私人ヲシテ爲サシムルモノ
道路法第二十四條ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ爲スモノ 道路法第二十六條ニ依ルモノ	(二)	道路法第二十四條ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ爲スモノ 道路法第二十六條ニ依ルモノ
都市計畫法第五條第二項ニ依ルモノ 都市計畫法第十二條ニ依ルモノ		都市計畫法第五條第二項ニ依ルモノ 都市計畫法第十二條ニ依ルモノ

[illegible]

(土木課經由)

土木潛水課ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(土木潛水課ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(土木潛水課ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(市町村長ニ於テハ內務潛水

(市町村長ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(市町村長ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(市町村長ニ於テハ內務潛水

(土木潛水課經由)

(8) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（道路課經由）	内務省國土局長（道路課經由）
(9) 普選期成會、同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（普選期成課經由）	内務省國土局長（普選期成課經由）
(10) 農士會	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（農士課經由）	内務省國土局長（農士課經由）
(11) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（同出張所經由）	内務省國土局長（同出張所經由）
(12) 國田會	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（同出張所又ハ所轄縣經由）	内務省國土局長（同出張所又ハ所轄縣經由）
(13) 交通安全會	同	同
(14) 道路協會	同	同
(15) 警察學會	警察部長（警察課經由）	内務省警視廳（警察部ハ市ニハ市長、郡ニハ郡長）
(16) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（公安課、警保課經由）	内務省警視廳（公安課、警保課經由）
(17) 國粉人會	同	同
(18) 同支部	同	同
(19) 自治制度中央會（計畫ノ部）	内務省警視廳（警保課經由）	内務省警視廳（警保課經由）
(20) 内務省同盟會	内務省警視廳（警保課經由）	内務省警視廳（警保課經由）

(21) 日本道路技術協會	内務省國土局長（道路課經由）	内務省國土局長（道路課經由）
(22) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（道路課經由）	内務省國土局長（道路課經由）
(23) 全國市長會	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（土木課經由）	市區町村長
(24) 町内會、部落會、隣組	内務省國土局長（計畫課經由）	内務省國土局長（計畫課經由）
(25) 道路愛護會	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（砂防課又ハ河港課經由）	地方廳土木部長（砂防課又ハ河港課經由）
(26) 全國治水砂防協會	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（土木課經由）	地方廳土木部長（土木課經由）
(27) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（土木課經由）	地方廳土木部長（土木課經由）
(28) 全國都市研究會	内務省國土局長（計劃課經由）	内務省國土局長（計劃課經由）
(29) 同支部	土木部ナキ府縣ニ在リテハ内務部長（都市計畫課經由）	地方廳土木部長（都市計畫課經由）
(30) 全國市長會	内務省國土局長（計畫課經由）	内務省國土局長（計畫課經由）
(31) 町内會、部落會、隣組	市區町村長	市區町村長
(32) 特殊物件ノ處理ニ關スル事業	特殊物件ニ關スル主務部長（特殊物件處理部、臨時調査課、商工課等）	特殊物件ニ關スル主務部長（特殊物件處理部、臨時調査課、商工課等）

大日本帝國政府

昭和二十一年二月廿六日

内務省衛生局保護課長

文書課長殿

緊急措置令ニ伴フ臨時資金調整法ノ運用ニ關スル件（昭和二十一年大藏省告示第二十六號第二ニ依ル官廳證明關係）

標記ノ件當廳關係トシテハ別紙ノ通厚生省被致候間可然御取計相成度候

追而地方廳ニハ別紙以外ノモノモ可有之ト存ゼラレ候ニ付爲念

内務大臣
（厚生省、商工省、運輸省、農林省、軍需省ノ所管ニ關スル事項ニ關シ主管廳）

内務省衛生局
（厚生省）

内務省警保局
（厚生省）

内務省地方局
（厚生省）

内務省警保局
（厚生省）

内務省地方局
（厚生省）

内務省警保局
（厚生省）

内務省地方

事業名	細目	説明官廳	備考
財團法人	雜誌及圖書費	警保局長	警保局勤務
醫學協會	功績表彰及賞狀費		
	制服資材費		
	俸給及諸給與費		
	旅費		
	會議費		
	雜費		

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

事業名	細目	説明書類	備考
財團法人大日本警防協會	警防研究費 警防實務講習費 警防講習費 帥簡檢査修練費 弔慰及見舞金 表彰費 災害慰問金 防空費 事務費 總會費 公債費 其他課費 雜費	警保局長	警保局公安課

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

事業名	概要	所管官廳	備考
財團法人警察協會支部	雜誌及圖書ノ發行ト表彰ノ與ヘタル給與	警察部長	警察部警務課
財團法人大日本警防協會支部	表彰ノ與ヘタル給與	警察部長	警察部公安課
警察後援會	福利厚生施設ノ與ヘタル給與	警察部長	警察部警務課
防犯協會	表彰ノ與ヘタル給與	警察署長	警察署刑事防犯課
交通安全協會	表彰ノ與ヘタル給與 安全施設ノ與ヘタル給與 教育施設ノ與ヘタル給與 諸維持會議	警察署長	警察部保安輸送課 （警察署ノ場合ハ警察署長）

大日本帝國政府

昭和二十一年二月廿六日

文部省

内務省警保局長

金融緊急措置令ニ伴フ臨時資金調整法ノ運用ニ關スル件（昭和二十一年大藏省告示第二十六號第二ニ依ル官廳指定關係）

標記ノ件當局關係トシテハ別紙ノ通思料致候間可然御取計相成度候

追而地方廳ニハ別紙以外ノモノヲ可有之ト存ゼラレ候ニ付爲念

事業名	細目	開始年月日	終了年月日	備考
國際法人	雜誌及圖書類	明治二十一年一月	大正八年六月	
	功績調査及系統編纂費	明治二十一年一月	大正八年六月	
醫學會	醫學會雜誌	明治二十一年一月	大正八年六月	
	補助費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	材料購入費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	學術研究費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	給與及諸費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	旅費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	雜費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	通信費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	修繕費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	保管費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	運搬費	明治二十一年一月	大正八年六月	
	雜費	明治二十一年一月	大正八年六月	

事業名	細目	説明書	備考
財團法人大日本防空協會	研究費	防空思想普及費	警保局公安課
	防空思想普及費	防空思想普及費	
	防空思想普及費	防空思想普及費	
	防空思想普及費	防空思想普及費

三

事業名	細目	說明官廳	關係
財團法人	無償及補償金	警察部長	警察部
警察協會支部	表彰		公安課
財團法人	給與		保安課
大日本防犯聯合會	給與	警察部長	警察部防犯課
警察後援會	給與		警察部保安課
交通安全協會	表彰	警察部長	警察部保安課
	安全施設費	警察部長	警察部保安課
	教育施設費	警察部長	警察部保安課
	給與	警察部長	警察部保安課
	補償	警察部長	警察部保安課

昭和三年二月廿六日

文書保存期限

金融緊急措置令ニ依リ臨時資金調整法
ノ適用ニ関スル件（昭和三年大蔵省令
第二十六號第二條ニ依ル）

標記ノ件当局ニ於テハ別紙ノ通リ
決定ス

但シ地方廳ニハ別途通牒スル
モノトス

大日本帝國政府

一 年 月 日 阪口官補 印 朱

第四大臣 細 細

知事協會 代理同書記 物品保管費

諸費 諸費

諸費 諸費

諸費 諸費

諸費 諸費

諸費 諸費

諸費 諸費

大日本帝國政府

二

事業名	細目	記載官廳	備考
財團法人大日本教育協會	調査研究費	文部省	補助金交付
	教育費		
	講習費		
	出版費		
	印刷費		
	雜費		
	事務費		
	給與費		
	家賃及敷地賃借料		
	雜費		
	其他		

三

事業名	細目	所管官廳	備考
對同盟國賠償金支拂	賠償金支拂費	總理府	
對同盟國賠償金支拂	賠償金支拂費	〃	
大日本帝國賠償金支拂	〃	〃	
戰爭後援協會	福利厚生施設費	〃	
〃	〃	〃	
防犯協會	表彰費	警視廳	刑事局防犯課
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃
交通安全協會	表彰費	警視廳	警保局交通課
	交通安全施設費	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃

昭和二十一年二月二十三日

文書課第一

総務課

金融緊急措置令ニ伴フ臨時資金調整法ノ運用ニ関スル件

（昭和二十年大蔵省告示第二十六号御署名ニ係ル関係）

標記ノ件左記ノ通有之ハ作成可致御取計相成度

記

一、内務大臣ノ許可認可ニ係ルモノニ付テハ内務大臣

二、地方長官ノ許可認可ニ係ルモノニ付テハ地方長官

三、其ノ他ノ人、組合、協会等ニシテ全国的ナルモノニ付テハ内務大臣、地方的ナルモノニ付テハ地方長官

一、基本局

一、地方局

一、調査部

[illegible]

344

警保局警発甲第四九号
昭和二十一年四月二十五日　内務省警保局長

庶務部長官殿

金融緊急措置令施行規則第六條第五項大蔵省告示第二十六号ニ依ル事業資金証明書発給官廳ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通申越有之候ニ付テハ御了知上可然御取扱相成度候

追而添付一覧表ハ警察関係ノミノ抜萃ニシテ用体名ハ例示ニシテ之ニ類似セルモノ等ニ付テモ支障無之儀ト思料被致候ニ付為念

金融緊急措置令施行規則第六條第五項及大藏省告示第二十六号ニ依リ所管官廳ノ証明書ノ交給者一覽表（抜萃）

三、三、二四

事業種類	証明ノ件ノ要旨	証明交付官庁	備考
九、内務省所管ノ法人及団体ノ行事業			
(12)財団法人警察協会	内務省警保局長（警務課経由）		
(13)同文部	地方庁警察部長（同右）		
(14)財団法人大日本警防協会	内務省警保局長（公安課経由）		
(15)同文部	地方庁警察部長（公安課警備課経由）		

(17)警察後援会	同右	（警務課経由）	警察署単位ノモノハ警察署長トス
(18)防火協会	同右	（刑事課経由 防犯課）	
(19)交通安全協会	同右	（保安課 衛生課経由）	

（別紙）

写

発書第二〇八號

昭和二十一年四月十九日

文書課長

警保局長殿

金融緊急措置令施行規則第六條第五號大蔵省告示第二十六號ニ依ル事業資金証明書発給官廳ニ関スル件

三月十三日発書第七二號通牒追而書ノ証明書発給廳別紙ノ通決定相成候條関係ノ向ニ対シ至急周知御取計相成度

尚証明書ノ発給ニ関シテハ右通牒別紙「事業資金ニ対スル証明書発給ニ関スル件」ニ依リ御取扱相成度

追而本件ノ運用ニ関シテハ金融緊急措置令施行ノ趣旨ニ鑑ミ慎重審査ノ上苟モ証明書ノ濫発ニ亡シカ如キコトナキ様特別ノ留意相成度